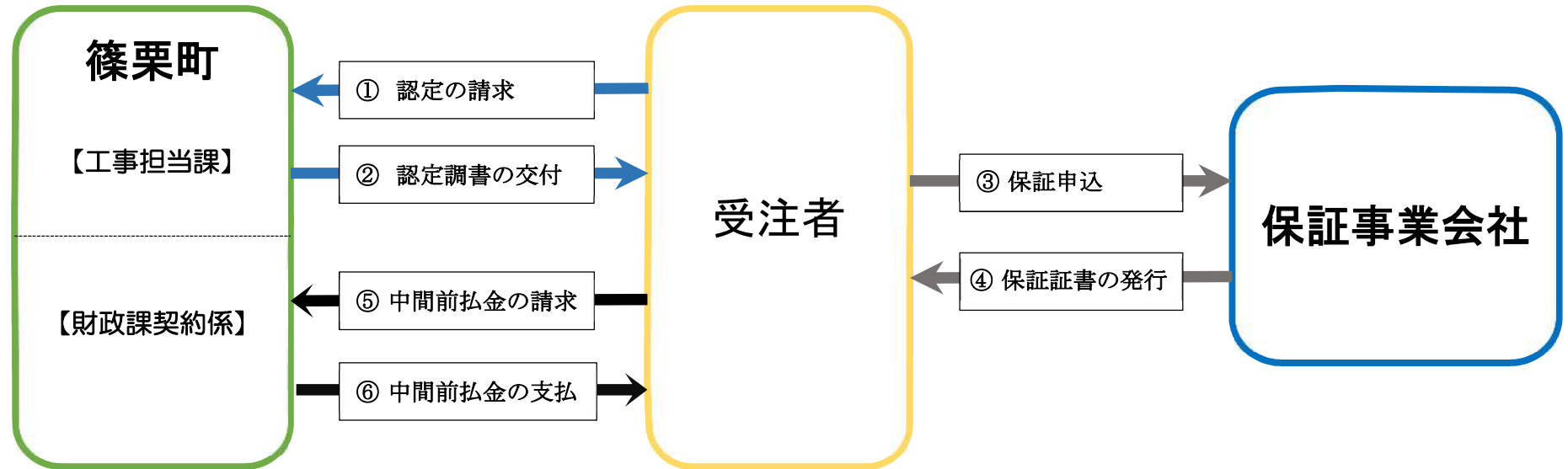


『中間前金払に係る手続きの流れ』



- ① 受注者は、中間前金払認定請求書（様式第1号）を町（工事担当課）に提出し、中間前金払に係る認定を請求する。
- ② 町（工事担当課）は、要件を具備していることを認定した場合、中間前金払認定調書（様式第2号）を交付する。
なお、工事の進捗状況に関して疑義がある場合は、根拠となる資料の提出を求めることがある。
- ③ 受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込みを行う。
- ④ 保証事業会社より受注者へ保証証書が発行される。
- ⑤ 受注者は、請求書に保証証書を添付して町（財政課契約係）に中間前払金を請求する。
- ⑥ 町は、受注者の前払金専用口座に中間前払金を支払う。